

環境基本条例では、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとして、環境配慮指針を定めています。

この環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市はもとより、市民及び事業者に各種の事業や行動における環境配慮を要請するもので、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針から構成されています。

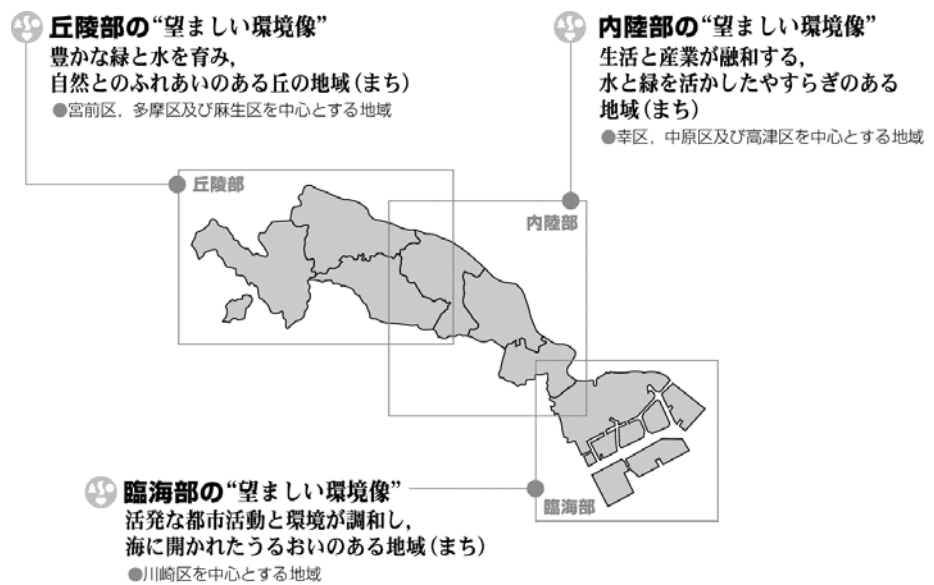
■地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「望ましい環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けて、環境に配慮すべき事項を例示しています。

地域別環境配慮指針は、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。

なお、主な環境配慮事項の例については、川崎市環境基本計画（2002年10月改訂版）を御覧ください。



地域ごとに取り組むべき課題

臨海部	内陸部	丘陵部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車公害対策の一層の強化、特に産業道路等の高濃度地区における環境改善対策の実施 ○ 大気汚染及び化学物質による環境汚染の未然防止 ○ うらおいとやすらぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしての身近な緑や親しみやすい水辺の創出・保全 ○ 美しい景観形成や歴史的文化的遺産の活用による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、商業活動に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 産業活動を通じた地球環境問題解決のための国際協力の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染、先端技術産業に係る環境対策の推進 ○ 住宅地開発や商業・業務地区形成における環境配慮の推進 ○ 豊かな水辺や斜面緑地、農地の保全・活用 ○ 生活者と事業者の協力による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、日常生活に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 環境配慮型製品の研究・開発・生産の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用しやすい公共交通体系の整備と利用の促進 ○ 恵まれた水辺の親水化と生物生息空間の創出 ○ 農業者と住民との協力による農地の保全・活用 ○ 樹林地等の保全、生物多様性の保全 ○ 市民主体の暮らしやすいまちづくりの推進 ○ 住宅地や緑地等における廃棄物対策及びエネルギー対策等の推進

取組状況

市では、都市計画法に基づき、住民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を、2006年度末に策定・告示しました。

この都市計画マスタープランでは、市の総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合を図るとともに、「緑の基本計画」等の政策領域別計画や、既に決定した都市計画の内容、進行中の計画や事業との調整を図りながら、「めざすべき都市像」や「分野別の基本方針」などを定めています。

具体的な取組状況としては、2000年9月から2005年4月にかけて各区の区民提案が取りまとめられた後、2005年度の素案策定、2006年度の素案説明会、素案パブリックコメント、案パブリックコメント、都市計画審議会の諮問・答申等を経て、環境調査等によって地域別環境配慮指針との調整を図って決めました。

■主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市、市民及び事業者が環境基本条例に掲げる責務のもと、望ましい環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするもので、市の環境配慮指針、市民の環境配慮指針、事業者の環境配慮指針から構成されています。

市の環境配慮指針

市の環境配慮指針は、市が環境にやさしい事業や活動を展開することを目的に、職員の行動や施策事業等の行政活動における環境配慮事項の例を示しています。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●エコオフィス計画による取組

市では、市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、1999年から「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を実施してきました。

その後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行や「京都議定書」の発効等の情勢変化に合わせて計画の見直しを行い、平成18年度には第3次エコオフィス計画を策定し、対象組織を全庁に広げて取組の一層の強化を図ってまいりました。この計画に基づく平成18年度の実績概要は次のとおりです。

実施期間	2006年4月～2007年3月							
計画期間	2006年度～2010年度（5年間）							
対象組織	市役所の全組織 ただし、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量や下水処理に伴うもの等、市自らのコントロールが及ばない要素が極めて大きい分野及び小中学校、高校、幼稚園は対象外							
主な取組	対象組織を全庁に拡大した第3次エコオフィス計画の集計は今回が初めてであるため、平成18年度のデータをベースに目標を管理する 〔温室効果ガス排出量〕 (単位：t)							
	項目	電力の使用	都市ガスの使用	自動車・船舶の走行	その他燃料の使用	その他	合計	目標
	CO ₂ 換算量	54,151	28,938	20,656	2,865	104	106,713	▲6%
	割合	50.7%	27.1%	19.4%	2.7%	0.1%	100.0%	
	〔エネルギー・資源の消費〕							
		目標	使用量					
	電力使用量	▲6%	14,681 Mwh					
	都市ガス使用量		13,539 千m ³					
	公用車燃料使用量		7,451 kl					
	上水使用量	▲5%	2,237 千m ³					
	〔紙類の使用〕							
	紙類使用量の内訳		目標					
	コピーカウンタ	5,014	前年度より抑制					
	コピー用紙	4,556						
	再生紙	2,567						
	コンピュータ専用紙	972						
	印刷物（再生紙）	1,369						
	印刷物（上質紙）	1,367						
	使用枚数合計	10,830						
	（万枚）							

●グリーン購入推進方針による取組

庁内におけるグリーン購入の一層の推進を目的として、グリーン購入法に規定される川崎市の調達方針「平成14年度川崎市グリーン購入推進方針」を2002年7月に策定し、14分野154品目を対象品目として指定しました。2006年度は対象分野、品目を18分野205品目に拡大した「平成18年度川崎市グリーン購入推進方針」を策定し、グリーン購入を推進しました。

●行政活動における取組

各分野別の事務事業がより環境に配慮され、環境にやさしいものとするための環境への配慮に関する取り組みは次のとおりです。

部門	環境配慮の内容
総務・管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の紙ごみの回収量は223.65tで、前年度に比べて約6.1%の減少となりました。 ・本庁舎、第2、第3庁舎では、冷房温度を28度、暖房温度を19度に設定し、冷暖房の適温化につとめるとともに、エレベーターや照明を間引き、省エネルギーを実施しております。 ・庁内環境管理システム・エコオフィス計画を市役所の本庁舎と区役所を対象に、1999年4月から実施しています。2006年からは、原則として市役所の全組織を対象とした第3次エコオフィス計画を実施し、環境に配慮した取組を推進しています。 ・階層別研修等に、環境に関するプログラムを取り入れています。

部門	環境配慮の内容
市民生活部門	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に定める所定期間内に引き取りのない自転車のうち 2,032 台を登録業者へ売却処分し、再利用の促進を図りました。 ・ごみ収集車等の廃棄物関係車両 444 台のうち、収集及び運搬車 282 台の後輪に再生タイヤを使用しました。また、購入したタイヤ 1,657 本のうち、再生タイヤは 692 本（約 41.8%）となっています。
都市施設部門	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、下水道及び水道工事の管廻りの埋め戻し材として 42,950 m³（土質改良プラント）を再生利用したほか、本市及び他都市の港湾理立に用いる用材として搬出しました。 ・道路工事等において発生するアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊をアスファルト合材及び路盤材として再生しました。この再生材を新たな工事に使用したところ、全使用量に占める再生材の割合は、アスファルト合材 85.9%となり、有効に再生利用することができました。
産業育成部門	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場において発生する廃発泡スチロールは、減容処理する処理機により再利用を図っています（2006 年度処理量は、北部市場 578 トン、南部市場 61 トン）。 ・北部市場では、生ごみの一部を 2001 年 3 月に導入した処理機により、年間 82 トンを処理し、肥料の原料として有効利用していました（2007 年 2 月で廃止）。
教育部門	<ul style="list-style-type: none"> ・給食で使用済みとなった食用油については、専門業者が引き取り、せっけん等に再利用されています。 ・2006 年度からは橘中学校に太陽光発電システムを導入しました。
公共企業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の焼却灰全量のセメント原料化を行い、有効利用をしました。 ・浄水処理で発生した汚泥を 1998 年度から、一部をセメント原料として資源の有効利用を図っています。（2006 年度有効利用率 86%） ・市バス車両 324 両の内、319 両の後輪に更生タイヤを使用しました。購入タイヤは 1,166 本（使用済みタイヤを更正タイヤに加工し、再生利用したものを含む）で、そのうち更生タイヤは 747 本（64.1%）です。

●区役所における取組

各区役所における環境への配慮の取組は、次のとおりです。

区役所	取組の内容
川崎区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな川崎区をめざして、緑を育むまちづくりや環境美化の活動を住民と区役所の協働により進めることにより、区民の緑化・美化意識の高揚に努めています。 ・庁内から出るごみの分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。
幸区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民祭等のイベント開催では、ごみの分別収集等を実施するとともに、区内美化活動を通じて環境保全への意識の啓発に努めています。 ・協働推進事業により、区内の花クラブと小中学生の協働により街路への花の植栽美化に努めています。
中原区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月 1 回、管理職による地域清掃活動を実施しています。 ・管内の事務連絡はできるだけ徒歩又は自転車を利用してしています。 ・クリーン・グリーンなかはらキャンペーンとして、花いっぱい教室や区内美化活動（違反屋外広告物除去収集・清掃活動など）を実施し、環境への配慮に努めています。 ・協働推進事業として、花クラブ実行委員会による区内への植栽活動を行っています。また、庁舎に生け花を展示し美化に努めています。 ・地域課題として中丸子緑道の整備に取組み、緑化推進を図ります。
高津区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内から出るごみの分別・減量化に努め、通知等は回覧や掲示板、イントラ等を活用しています。 ・事務用品等の管理を徹底し、不要な在庫・購入の削減を図るとともに再利用（リサイクル）を推進するなど、省エネルギー対策に向けた取組項目を庁内に通知しています。
宮前区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民祭・区内美化活動等のイベントを通じて、資源の再利用や環境保全に対する意識啓発に努めています。 ・庁内から出るごみの分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・宮前ガーデニングクラブ等、区内街路の植栽美化活動をしている区民組織と協力しています。

区役所	取組の内容
多摩区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎では、発電機から電力と熱を同時に取り出すコージェネレーションシステムを採用し、省エネルギーを推進しています。また、水の有効利用と防災対策として井戸水を利用する中水道設備を設けています。 ・庁内から排出される廃棄物の分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・区民祭や協働推進事業を通じて、環境保全意識の啓発に努めています。
麻生区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の玄関・広場等に花を植え庁舎の美化に努めています。 ・区役所庁舎屋上及び広場に太陽光発電装置を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、この設備を活用した見学会や講演会、小学校を対象とした出前授業等、自然エネルギーの活用促進に向け、様々な啓発活動を行っています。

市民の環境配慮指針

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示しています。具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●市民部会の取組

2006年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・市民部会で行った環境配慮の取組状況の概要は、次のとおりです。

市民の環境配慮の取組事例

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実践活動グループの活動が評価され、平成18年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞しました。 ・小学校に対して「地球温暖化に関する環境学習支援メニューの活用について」の依頼を行い、中野島小学校で出前教室を実施しました。また、総合学習担当教員の夏季研修会で出前教室を行いました。 ・ブレーメン通り商店街の1店1エコ運動に協力し、エコショップの推進を行いました。 ・「夏休みエコライフ・チャレンジ」の市立小学校5年生全員を対象に呼びかけ、30校1350名の生徒の参加がありました。 ・川崎オリジナルの紙芝居を作成し、市内イベントや出前教室で上演しました。 ・自然エネルギーの普及啓発活動として「第6回太陽と遊ぼう」、市民共同発電所の設置に向け、2回の勉強会と見学会とエコツアー（飯田市）を行いました。 ・かわさきエコドライブ推進協議会に参画し、「かわさきエコドライブ宣言」に積極的に協力しました。
--------	---

環境にやさしいライフスタイルの確立に向けて、この環境配慮指針に基づいて市民が環境に配慮した行動を実践し、自らが点検・評価できる仕組みについて、今後検討を進める予定です。

事業者の環境配慮指針

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。各業種に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示しています。具体的な配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●事業者部会の取組

2006年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・事業者部会が行った取組状況の概要は、次のとおりです。

事業者の取組状況

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎発！ストップ温暖化展 2007年2月24・25日川崎地下街アゼリアで開催された川崎発！ストップ温暖化展に、事業者部会から6企業・団体が参加し、事業者の環境配慮の取組を発表・展示しました。 ○ 事業者の取組促進の検討 事業者の自主的な取組を一層促すため、2002年度及び2004年度に実施した「地球温暖化防止に関する事業者アンケート」結果に基づき、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる地球温暖化防止に向けた事業者の取組メニューの見直し作業並びに簡易版環境マネジメントシステムであるエコアクション21の別表2に掲げる環境への取組の自己チェックリストとの比較及び活用を図り、取組促進の検討を行いました。
--------	---

●条例による取組

公害防止等生活環境の保全に関する条例では、環境への負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促すため、次の制度を定めています。

- ・環境行動事業所：環境管理システムを確立し、環境報告書を公表等している事業所を「環境行動事業所」として認定する制度。環境行動事業所に認定された事業所は、環境負荷低減行動計画の提出等の手続きが免除されます。
- ・環境負荷低減行動計画の策定等：使用熱量や排水量等が一定規模以上の事業所に対して、自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図る「環境負荷低減行動計画」を策定し、市への提出を求める制度

これらの制度による取組状況は、次のとおりです。

環境負荷低減行動計画の提出対象事業所数	72
環境行動事業所認定事業所数	22（内行動計画提出対象事業所数 18）
環境負荷低減行動計画の提出事業所数	56（内行動計画提出対象事業所数 55）

●市内事業所のISO14001認証取得状況

(単位：件)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000
新規登録数	1	3	11	11	31	24
年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
新規登録数	24	35	55	41	38	23

ISO14001
(巻末用語索引参照)

- ※1 出典：2004年度までは（財）日本規格協会（環境管理規格審議委員会事務局）、環境ISO自治体ネットワーク（NEILA）、ISO14001神奈川県内の認定取得状況
2005年度以降は（財）日本適合性認定協会
- ※2 組織の所在地が神奈川県川崎市のものを集計しています。登録範囲に川崎市内の事業所等を含む場合は集計していません。
- ※3 データは各年度における新規登録数で、継続は含みません。ISO14001認定制度は、有効期間が3年です。継続する場合、更新審査が必要となりますが、事業所閉鎖、移転、統廃合等により継続されていない場合があります。

■事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適切な環境配慮を担保するため、原則として、すべての開発事業や施設整備を行ううえで、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示しています。

事業を実施する者は、事業の基本構想、基本計画、実施計画及び実施の各段階において、事業や地域の特性に応じて、この指針に示す環境への配慮事項や環境関連施策（指針、計画等）を組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

2002年10月に改訂した環境基本計画を関係部局に配布し、見直しを行った事業別環境配慮指針の周知に努めています。